



閣甲第一四號

案起

十三年九月五日

決定

年月日

年月日

内閣總理大臣 権

内閣書記官長 松

内閣書記官 (Seal)

外務大臣 權

大藏大臣 如

海軍大臣 百

文部大臣 萬

逓信大臣 毅

内務大臣 孟

陸軍大臣 豆

司法大臣 絲

農商務大臣 通

鐵道大臣 五

別紙詔書案閣議ニ供ス

内閣

詔書案

朕神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ  
光輝アル國史ノ成跡ニ鑑ミ自皇考  
中興ノ宏謨ヲ継承シテ肯テ愆ヲ  
サラムコトヲ庶幾シ夙夜兢業トシテ  
治ヲ圖リ幸ニ祖宗ノ神祐ト國民  
ノ協力トニ頼リ世界空前ノ大戦ニ  
處ニ尚克ク小康ヲ保ツヲ得タリ  
矣ソ圖ラム九月一日ノ激震ハ事出

内閣

嗟ニ起リ其ノ震動極メテ峻烈  
ニシテ家屋ノ潰倒男女ノ慘死幾  
萬ナルヲ知ラス剩ヘ火災四方ニ起  
リテ炎燄天ニ沖リ京濱其ノ他ノ  
市邑一夜ニテ焦土ト化ス其ノ間  
交通機關杜絶シ為ニ流言飛  
語感ニ傳ハリ人心洶々トシテ倍々其  
ノ慘害ヲ大ナラシム之ヲ安政當時ノ  
震災ニ較フレハ寧リ口毒慘ナルヲ想  
知セシム

朕深ク自ラ戒慎シテ已マサルモ惟フコ  
天災地變ハ人力ヲ以テ豫防シ難ク  
只達ニ人事ヲ盡シテ民心ヲ安定スルノ  
一途アルミ凡ソ非常ノ秋ニ際シテ  
ハ非常ノ果斷ナカルヘカラス若シ夫レ  
平時ノ條規ニ膠柱シテ活用スル  
コトヲ悞ラス緩急其ノ宜ヲ失ヒテ  
前後ヲ誤リ或ハ個人若ハ一會社ノ  
利益保障ヲ為シ多衆災民ノ安  
固ヲ脅スカルキアラハ人心動搖シテ底

内閣

止スル所ヲ知ラス朕深ク之ヲ憂揚シ  
既ニ在朝有司ニ命シ臨機救済  
ノ道ヲ講セシメ先ツ焦眉ノ急ヲ極  
フテ以テ惠撫慈養ノ實ヲ具フ是年ケ  
ムト歎ス

抑モ東京ハ帝國ノ首都ニシテ政  
治經濟ノ樞軸トナリ國民文化ノ源  
泉トナリテ民衆一般ノ瞻仰スル所ナ  
リ一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ  
其ノ舊形ヲ留メタスト雖依然トシテ我

國都タル地位ヲ失ハス是ヲ以テ其ノ  
善後策ハ獨リ舊態ヲ回復スル止  
カラズ進ニテ將來ノ發展ヲ圖リ以テ  
巷衢ノ面目ヲ新ニセザルハカラス惟フニ  
我忠良ナル國民ハ義勇奉公朕  
ト共ニ其ノ慶ニ賴ラクテ切望スヘシ  
之ヲ慮リテ朕ハ宰臣ニ命ニ連特  
殊ノ機関ヲ設定シテ帝都復興ノ  
事ヲ審議調査セシメ其ノ民衆ハ  
或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ諮ヒ或ハ

内閣

之ヲ立法ノ府ニ謀リ籌畫經營  
為遺算ナキヲ期セムトス  
在朝有司能ク朕カ心ヲ心トシ孔  
災民ノ救護ニ從事シ嚴ニ流言  
ヲ禁遏シ民心ヲ安定シ一般國民  
亦能ク政府ノ施設ヲ羽翼ケテ奉  
公ノ誠悃ヲ致シ以テ興國ノ基ヲ  
固ムル朕前古無比ノ天秩ニ際會  
シテ邇民ノ心愈ニ切ニ寢人良為ニ安  
カラス爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體

七月

御名 御兩王

攝政名

大正十二年九月十三日

内閣總理大臣  
各省大臣

内閣